

令和4年度第4回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和4年7月4日(月)

午前9時30分から

岡崎市役所 分館3F 大会議室

2 会議に付した議案

議案

議案第23号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第24号 特定農地貸付の承認申請について

議案第25号 農地の転用の許可の申請について

議案第26号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第28号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第29号 農用地利用集積計画について

議案第30号 農用地利用配分計画案について

議案第31号 農用地利用計画変更について

報告

報告第15号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第16号 現況証明願について

報告第17号 農地の転用のための届出の受理について

報告第18号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第19号 農地の改良のための届出の受理について

報告第20号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について(4条)

報告第21号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について(5条)

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二

5番 柴田 若江、6番 神谷 六雄、7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要

9番 近藤 健次、10番 成田 恭淑、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久

13番 加藤 健一、14番 内藤 六市、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志

17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司

24番 浅岡 治徳、27番 柴田 享、28番 高木 政昭、30番 八田 導英

31番 市川 眞人、32番 加藤 春雄、33番 新實 文夫、34番 早川 勝英

35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正、37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

4 欠席委員

(農業委員)

19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

25 番 太田 政俊、26 番 川澄 秀世、29 番 中野 永太郎

5 出席事務局職員等

農業委員会事務局 事務局次長 牧野 徳之、総務係係長 遠藤 研吾
事務員 蜂須賀 通世
農務課 主査 伊藤 輝、主事 畔柳 雄基、主事 新田 英恵
中山間政策課 政策係係長 河合 寿八

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、19 番の鈴木 泰孝委員、25 番の太田 政俊委員、26 番の川澄 秀世委員、29 番の中野 永太郎委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者 2 名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員： (異議なし)

会長：それでは 8 番の鈴木 要委員と 9 番の近藤 健次委員をお願いいたします。それでは、議事に従いまして、議案第 23 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 6 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、申請番号 16 番、17 番においては、山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見をお願いします。

羽根田 委員：申請番号 15 番 調査年月日は令和 4 年 6 月 22 日。申請当事者の氏名については別紙申請書記載のとおりです。この案件は、申請地の隣に分家住宅を建てる際、申請地を經由して水道管を埋設する必要があるため、申請するものです。特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

舩 委員：申請番号 18、19、20 番 調査年月日は令和 4 年 7 月 2 日。申請書記載事項の真否は真。当事者において合意ができており、譲渡後も譲渡人が耕作することに支障がないと認められます。申請書の譲受又は譲渡理由は適当であり、地域農業との調和が図られ、支障ありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

山内 委員：申請番号 18、19、20 番について質問します。使用貸借の期間については、何年で契約されていますか。また、楮ということですが申請が出ていますが、漆と楮で経営方針に何か違いがあるのかについて教えていただきたいです。

中山間政策課：使用貸借期間については 8 年間になります。漆と楮の違いについてですが、漆については引き続き事業を行っていきたいと思っておりますが、かぶれる恐れがあり、人が近づく場所で栽培するのはよくないとの声が多く聞かれました。そこで、漆が難しい場所で、代わりに楮を栽培できるよう、今回楮の試験栽培を計画しております。

酒井（功） 委員：楮は取った繊維で和紙にできると聞いていますが、実際の楮を栽培した後の使い道について教えてください。また、試験栽培として 8 年貸借することですが、楮は 8 年で栽培できるのでしょうか。さらに、楮を栽培して土地に合うようになった場合、地元の農家の方に経営をお願いする形になると思うのですが、その後の楮の使い道も含めて、長期の計画がしっかり整理されているのかについて知りたいです。

中山間政策課：栽培期間については、楮は植えてから 2 年で繊維が採取できるようなので、何年もかかるというわけではありません。また、地権者との話の中で、ある一定の期間を定めておいて、その中で育成状況を見ながら、事業を進めていく考えです。製品化についてですが、今回試験植栽を行っていくのと同時に、繊維を使って布を作っていくという話がありまして、繊維を採取し、製品化するという作業を同時並行で進めていきたいと考えています。

酒井（功） 委員：ぜひ岡崎市の特産品として認知されるよう、行政面から力を注いでほしいと思いますが、第一に、実際に経営する農家の方を一番に考え、農家に対する取り組みにより一層力を注ぎ、関係機関との連携を図りながら、岡崎市を盛り上げていってください。

加藤（健） 委員：楮の試験栽培について、前例がありましたら教えてください。

中山間政策課：楮の産地として、四国の方に栽培している場所がありまして、そちらの施策等見ながら、手法を取り入れつつ、岡崎市で栽培するための方法を模索していきたいと考えています。

加藤（健） 委員：事例を参考にしながら、岡崎に合った栽培方法や商品化の取り組みをしていただければ、農家としても、将来的に安定した経営に繋がると思いますので、よろしくをお願いします。

柴田（若） 委員：私の住んでいるところも中山間地域なので、漆栽培の斡旋があるのですが、地元の方の中には、漆を栽培することに対して反対意見も多く、楮の方がいいと考えてはいます。しかし、現在田を耕作しているが、その政策に乗って楮栽培

培に転換したいと考える人が増えてくると、将来的に田が無くなってしまう可能性があると思います。そのため、農業委員の立場として、田を減らしても楮を植える方向で斡旋した方がいいのか、悩むところではありますが、そのあたりどうお考えですか。

中山間政策課：耕作している田を減らすというのは、農地の保全という観点からしても良くないため、あえて耕作しているところを減らして転換するのではなく、休耕地を活用して漆や楮を栽培していくことを考えています。

柴田（若） 委員：しかし、結果的にそういったことが起こり得ますよね。農業委員としては、手当たり次第に楮を進めるのではなく、農地を守っていくという姿勢を持っていた方がいいのではないかと考えています。

会長：ありがとうございました。そのほか御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に申請番号 16 番、17 番の報告及び審議とするため、山内委員には一度退室していただきます。

（山内委員退出）

会長：それでは、申請番号 16 番、17 番について調査担当委員の意見ををお願いします。

近藤（靖） 委員：申請番号 16 番、17 番 調査年月日は令和 4 年 6 月 28 日。申請当事者の氏名については別紙申請書記載のとおりです。申請地の場所が元々土地改良を行ったときの余剰地となっており、当時の関係者の名義となっています。その方がこれ以上農地を持っている訳にはいかないということで、名義を誰かに移したいという相談がありました。話し合いの中で、地域住民で解決しようということになり、今回の譲受人に決定しました。特に問題となるところはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。それでは、山内委員に入室していただきます。次に議案第 24 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(特定農地貸付の承認申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号 1 番 調査年月日は令和 4 年 6 月 22 日。この案件につきまして、東名高速道路のスマートインターチェンジや工業団地の関係で、農協が市民農園として貸している農地の面積が減り、耕作者から他の農地を探してほしいという相談がありました。そこで、隣地の方が農地を半分なら貸してもいいということで話がまとまり、今回の申請に至りました。申請地は用水が引いてあり、水を遠くから運ぶ必要はありません。承認申請者の氏名については別紙申請書記載のとおりです。周辺農地の農業上の利用に支障を及ぼさないかについては、位置、面積ともに適。募集及び選考の方法が公平かつ適正であり、貸付規程に規定されている期間等が特定農地貸付の適正かつ円滑な実施を確保するのに有効なものであり、貸借もありません。その他調査項目に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、承認するものいたします。次に議案第 25 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。なお、こちらの申請については、山内委員が申請代理人となってみえますので、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号6番について調査担当委員の意見ををお願いします。

三浦 委員：申請番号6番 調査年月日は令和4年6月25日。本案件は、自分が所有している畑に自己用住宅を建築したいというものです。申請地は現状畑でございます。本人への聞き取り、また、現地確認により、農地から住宅への転用において、近隣の農地への影響はないと判断しました。よって調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。それでは、山内委員に入室していただきます。次に議案第26号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って11件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。なお、申請番号36番においては、山内委員が申請代理人となっております。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見ををお願いします。

神谷 委員：申請番号30番 調査年月日は令和4年6月22日と3月26日。本案件につきまして、申請人が市内のアパートに家族4人で暮らしていますが、手狭になってきたため、祖母の所有する申請地に分家住宅を建築したいというものです。この案件は、4月の総会での農用地利用計画変更の承認案件でございます。申請地の状況は畑となっています。耕作者、改良区、町内の役員ほか隣地関係者に調査を行いまして、特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

神谷 委員：申請番号31番 調査年月日は令和4年6月23日と令和3年12月27日。本案件につきまして、申請人が市内のアパートで暮らしていますが、子どもの成長に伴い、手狭になってきたため、親が所有する申請地に分家住宅を建築するものです。この案件も、今年1月の総会で農用地利用計画変更が承認されました。申請地の状況は田となっています。耕作者、改良区、町内役員ほか隣地関係者に調査を行いまして、特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見とし

ては可といたします。

神谷 委員：申請番号 32 番 調査年月日は令和 4 年 6 月 23 日。本案件につきまして、申請人は夫婦と子ども 2 人、両親等含め 7 人で暮らしていますが、手狭になってきており、また、現在の敷地内に新たに建築するのが難しいことから、申請地に分家住宅を建てたいというものです。登記簿上畑となっていますが、不耕作地であり、周囲の北と東側は白地、南と西側は宅地に囲まれています。地権者や隣地関係者に調査を行い、特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

内藤 委員：申請番号 33 番 調査年月日は令和 4 年 6 月 23 日。申請当事者の氏名については別紙申請書記載のとおりです。譲渡人は 76 歳で、譲受人は譲渡人の長女にあたり 47 歳です。譲渡人の奥様が 73 歳で、病気で 3 年前に倒れまして、現在病院で入院をしているため、譲受人は病院に通い、介護をしております。譲受人はアパートに夫と子どもの 3 人で暮らしていますが、介護もあり、近くに分家住宅を建築したいということです。用排水も整備予定であり、地域農業への影響も問題ありません。その他特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

羽根田 委員：申請番号 34 番 調査年月日は令和 4 年 6 月 22 日。申請当事者の氏名については別紙申請書記載のとおりです。本案件につきまして、4 月の総会で、農用地利用計画変更の承認を受けています。申請地の状況は畑となっています。集落に近く、調査項目に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

羽根田 委員：申請番号 35 番 調査年月日は令和 4 年 6 月 22 日。申請当事者の氏名については別紙申請書記載のとおりです。本案件につきまして、4 月の総会で、農用地利用計画変更の承認を受けています。申請地は自宅の目の前にあり、集落と接続しています。排水につきましても、側溝から汚水まで完備してあります。特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員：申請番号 37 番 調査年月日は令和 4 年 6 月 26 日。本案件につきまして、農地をかさ上げして使いやすい農地にするという申請です。調査項目に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員：申請番号 38 番 調査年月日は令和 4 年 6 月 26 日。申請人は、現在借家に住んでいますが、家財道具が増え、手狭になってきたため、父の所有する申請地に分家住宅を建築したいとのことです。調査項目に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

神谷 委員；申請番号 39 番 調査年月日は令和 4 年 7 月 1 日。川澄委員が本日欠席のため、代わりに神谷が発表します。本案件につきまして、申請者が昭和 3 年頃より事業拡大に伴い、農地を無断で資材置場、工場として拡張してきたものを是正した

いとのことです。申請地の状況は、資材置場や工場となっており、始末書が添付されています。申請内容及び現地での調査により、地域農業への影響は問題ないとのことです。その他問題となるところはなく、調査員総合意見としては可となっております。

三浦 委員：申請番号 40 番 調査年月日は令和 4 年 6 月 25 日。本案件につきまして、父が所有している土地に分家住宅を建築したいという申請です。申請地の状況は畑となっております。関係者への聞き取り、現地確認により、特に問題となるところはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に申請番号 36 番の報告及び審議とするため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号 36 番について調査担当委員の意見ををお願いします。

三浦 委員：申請番号 36 番 調査年月日は令和 4 年 6 月 24 日。鈴木泰孝委員が本日欠席のため、代わりに三浦が発表します。本案件につきまして、申請人は祖母の所有する住居に暮らしていますが、子どもの成長に伴い、手狭になってきたため、申請地に農家住宅を建築したいというものです。申請地について、父親の所有する土地を使用貸借し、一部隣接地を近隣の譲渡人から所有権を移転し、一区画にして住宅を建築するとのことです。申請地の状況は畑となっておりますが、申請内容及び現地での調査により、地域農業への影響、被害防除措置等に問題はないとのことです。その他特に問題となるところはなく、調査員総合意見としては可となっております。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、許可するものいたします。それでは、山内委員に入室していただきます。次に議案第 27 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

内藤 委員：申請番号 2 番 調査年月日は令和 4 年 6 月 25 日。被相続人が 96 歳で亡くなられて、68 歳の相続人が相続されるということです。市街化区域の 1,100 m²の田と市街化調整区域の 2,000 m²の田を相続し、その内市街化区域の田について納税猶予を受けたいとの申請です。ただ、相続人が現在、焼却炉を建設する会社に勤務しており、あと 1 年勤務したいとのことなので、その間はオペレーターと協力して田を耕作していくそうです。現場を確認し、きれいに耕作されていたので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、証明するものいたします。次に議案第 28 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

柴田 (重) 委員：申請番号 2、3 番 調査年月日は令和 4 年 6 月 26 日。本案件は、事由の発生した方が令和 4 年 1 月に亡くなられ、農業に従事することができなくなったことによるものです。申請者、近隣等に聞き取りを行ったところ、当該生産緑地は、岡崎駅南土地区画整理事業に伴い、現在農作業を中断しております。土地区画整理事業前までは、事由発生者が主に農作業を行っていたことが確認できましたので、主たる従事者と判断し、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、証明するものいたします。次に議案第 29 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に議案第 30 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、決定するものいたします。次に議案第 31 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用計画変更について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

二村 委員：申請番号1番 調査年月日は令和4年6月27日。本案件につきまして、工場の中に駐車場があるのですが、手狭になってきたため、隣の用地を駐車場として利用するために農振除外の申請をするものです。申請地の状況は田となっておりますが、申請内容及び現地での調査により、農振除外による地域農業への影響、用排水等への影響は問題ないと判断しました。よって調査員総合意見としては可といたします。

杉浦 委員：申請番号2番 調査年月日は令和4年6月25日。本案件につきまして、父が所有している土地に住宅を建築するものです。申請地の状況は田となっておりますが、現状は耕作をされていません。近隣関係者に聞き取りを行い、特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

事務局：申請番号3番 川澄委員が本日欠席のため、代わりに事務局より説明します。携帯電話基地局については、申請人が品質向上のために除外するものです。周辺農地との一体利用、用排水への影響、今後の基盤整備事業実施の予定などはすべて無し。よって調査員総合意見としては可とするとのことです。

早川 委員：申請番号4番 調査年月日は令和4年6月27日。本案件につきまして、現在申請地の近くに鉄工所があるのですが、建物が建ってから50年以上経過し、そこで働く従業員の方々の車を停める場所がないため、駐車場として転用したいとのことです。現在は道を挟んだ向かいにあるコンビニの駐車場を借りて、従業員等の駐車場として使っているそうです。また事業拡大に伴い、大規模な土地に工場を移転したいとのことです。現場を確認したところ、申請地の周りは道路になっており、特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：賛成多数と認め、変更するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	5件
現況証明願について	3件
農地の転用のための届出の受理について	6件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	19件
農地の改良のための届出の受理について	1件
農地転用許可後の事業計画変更の承認について(4条)	4件
農地転用許可後の事業計画変更の承認について(5条)	4件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前10時40分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員(8番)

岡崎市農業委員会委員(9番)